

## 第2回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和5年5月9日提出

- I 件数 4件  
【内訳】議案 3件（条例関係2件、予算関係1件）  
報告 1件（専決処分の報告1件）

## II 議案の要旨

### 《条例関係》

議案第41号 議案第42号	専決処分の報告及びその承認について
------------------	-------------------

#### 【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

#### 【専決第2号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和5年3月31日専決】

#### 【趣旨】

##### 1 専決処分の理由

令和5年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

#### 【主な内容】

##### 2 改正の概要

###### (1) 軽自動車税関係（種別割の税率の特例（附則第16条））

種別割のグリーン化特例の期限を、令和7年度までの3年間延長するもの。  
改正に伴う影響額については、軽減前の税率が1台当たり10,800円に対して、軽減後は2,700円となるため、1台当たり8,100円の軽減となる。

###### (2) その他法改正に伴う改正（様式の追加及び条項ずれの反映ほか）

##### 3 改正による影響額

###### (1) 見込額（令和4年度取得分：令和5年度課税見込）

適用台数	軽減前 (A) 10,800円/1台	軽減後 (B) 2,700円/1台	影響見込額 (B-A)
21台	226,800円	56,700円	▲170,100円

##### 3 施行日 令和5年4月1日

**【専決第3号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
令和5年3月31日専決】**

**【趣旨】**

**1 専決処分の理由**

令和5年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

**【主な内容】**

**2 改正の概要**

**(1) 国民健康保険税に係る課税等限度額の引上げ【第2条・第21条】**

区 分	改正後	改正前
後期高齢者支援金等課税額に係る課税等限度額	22万円	20万円

※ 基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）に係る課税限度額は変更なし

**(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充【第21条】**

区分	改正後	改正前
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>29万円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）+ <u>28万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>53万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）+ <u>52万5千円</u> ×（被保険者数※1）+ 10万円 ×（給与所得者等の数－1）

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

**3 改正による影響額（令和4年度末における所得と按分率による試算）**

**(1) 限度超過額の世帯数**

区分	改正後	改正前
後期高齢者支援金等課税額分	50世帯	73世帯

(2) 限度超過額の影響額 (調定増となる額)

区分	改正後
後期高齢者支援金等課税額分	100万円 (2万円×50世帯)

(3) 軽減措置の世帯数

区分	A : 影響世帯数 = B - C	B : 改正後	C : 改正前
5割軽減分	20世帯	1,138世帯	1,118世帯
2割軽減分	26世帯	873世帯	847世帯

(4) 軽減措置の影響額 (調定減となる額)

区分	A : 影響額 = B - C	B : 改正後軽減額計	C : 改正前軽減額計
5割軽減分	848,250円	51,212,000円	50,363,750円
2割軽減分	471,800円	16,124,400円	15,652,600円
計	1,320,050円	67,336,400円	66,016,350円

4 施行日 令和5年4月1日

《補正予算関係》

議案第43号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について

【趣旨】

国の「物価高克服に向けた追加策」に伴い、緊急に対応すべき予算を計上するもの。

**【趣旨】**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和5年3月16日専決】****1 損害を賠償し和解する相手方**

大阪府柏原市在住個人

**2 損害賠償の額**

250,000円

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

相手方が著作権を有するイラスト2点を生涯学習センターの会報紙で無断使用したため、損害賠償を求められたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認し和解した。

**【専決第4号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について 令和5年4月10日専決】****1 専決の内容**

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって福島県市町村総合事務組合から下記の団体を脱退させ、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した。

**(1) 脱退する団体**

田村広域行政組合

**(2) 規約の変更**

上記団体の脱退に伴う別表の変更及び規約を左横書きへの改め

**(3) 施行日**

知事の許可のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用